

令和6年度第12回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期 日 令和7年3月7日（金） 午後2時30分開会

2 場 所 佐倉市役所1号館6階 農業委員会会議室

3 出席委員（15名）

1 番	梅 澤 孝 雄	2 番	眞 野 文 雄
3 番	足 立 正 道	4 番	石 渡 文 久
5 番	牛 玖 良 一	6 番	鈴 木 孝 徳
7 番	林 重 孝	8 番	山 崎 宏
9 番	立 田 正 人	10 番	藤 崎 光 弘
11 番	太田原 修	12 番	江 川 昌 子
13 番	三 門 増 雄	14 番	兼 坂 仁
15 番	石 田 和 久（議長）		

4 欠席委員（0名）

5 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和6年度第12次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 令和6年度第6次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見
について

議案第6号 令和7年度農作業雇用賃金等標準額（案）について

議案第7号 農地の賃借料情報（案）の提供について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 康秀

主 査 大塚 孝

◎開 会

午後２時３０分開議

◎諸般の報告

○事務局長

定刻となりましたので、ただいまから令和６年度第１２回農業委員会総会を開催いたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会の開催でございますが、令和７年３月７日（金）、会場は佐倉市役所１号館６階 農業委員会会議室におきまして、午後２時３０分から開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は１５名で、佐倉市農業委員会会議規則第７条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和６年度第１２回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

日程第１、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は本日１日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

◎議長

異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日１日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第２、会議録署名人の選任について議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号 10 番 藤崎光弘委員、議席番号 11 番 太田原修委員を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第 3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 令和 6 年度第 1 2 次農用地利用集積計画の決定について

議案第 5 号 令和 6 年度第 6 次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見
について

議案第 6 号 令和 7 年度農作業雇用賃金等標準額（案）について

議案第 7 号 農地の賃借料情報（案）の提供について

以上、7 議案でございます。

本総会については、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。

それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

◎議案第 1 号の説明

○事務局長

議案第 1 号につきまして、ご説明いたします。総会議案の 1 ページから 3 ページをご覧ください。

農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農業経営規模拡大等のため、売買を伴う所有権の移転等、10 件 16 筆について審議をもとめるものでござ

います。

詳細につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

議案第1号第1項につきまして、調査報告を太田原委員よりお願いいたします。

○太田原委員

議席番号11番 大田原です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

●●に住む●●●さんと●●●●●●に住む●●●●●●さんとの話がまとまり、●●●さんは耕作に便利のため、自作地に隣接した●●の畑●筆●●●●㎡を購入することとなりました。特に問題は無いものと思われます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号第1項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号第2項について審議いたします。

調査報告を私から行います。

○石田委員

議席番号15番 石田です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。

●●●に住む●●●●さんと●●●●●●に住む●●●●さんとの話がまとまり、●●●●さんは農業経営の規模拡大を行うため、●●●の水田●筆●●●●㎡を購入することとなりました。特に問題は無いものと思われます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号第2項は、許可と決しました。

○議長

続きまして、議案第1号第3項について審議いたします。

また、石渡委員が関係する案件でございますので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により、退席をお願いいたします。

———（石渡委員退席）———

○議長

調査報告を藤崎委員よりお願いいたします。

○藤崎委員

議席番号10番 藤崎です。議案第1号第3項の調査報告をいたします。

●●●に住む●●●●さんと●●●●●●に住む●●●●●●さんとの話がまとまり、●●●●●●さ

それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号第4項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第5項について審議いたします。

調査報告を江川委員よりお願いいたします。

○江川委員

議席番号12番 江川です。議案第1号第5項の調査報告をいたします。

●●●●●●に住む●●●●さんと●●●●●●に住む●●●●さんとの話がまとまり、
●●●●さんは農業経営の規模拡大を行うため、●●●●と●●の畑、計●筆●●●●㎡を
購入することとなりました。●●さんはま●●の方で相続により農地を取得したそうです。
特に問題は無いものと思われれます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第１号第５項は、許可と決しました。

続きまして、議案第１号第６項について審議いたします。

調査報告を三門委員よりお願いいたします。

○三門委員

議席番号１３番 三門です。議案第１号第６項の調査報告をいたします。

権利者、義務者とも議案のとおりです。特に問題は無いものと思われます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第１号第６項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第１号第６項は、許可と決しました。

続きまして、議案第１号第７項から第１０号について審議いたします。

これらについては、同一案件になりますので一括で審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

●●●●●●の株式会社●●●●●●は、営農型太陽光発電設備を●●●●●●に設置

しております。今回、許可期間が切れることから再度、区分地上権の設定を行い、許可期間の延長を行なおうとするものです。

○議長

ありがとうございました。

それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○林委員

議席番号 7 番 林です。

営農型太陽光発電施設の下で作る作物については、地域の平均的収量の 8 割を確保することを目標とすることとなっていますが、8 割に届いていないところも見られますが、その辺どうなっていますか。

○事務局

周辺でブルーベリーは栽培されていませんので数値比較は難しいと考えます。また、この事業者の場合、来年が初めての収穫となります。

○議長

他にございますか。無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第 1 号第 7 項から第 10 項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第 1 号第 7 項から第 10 項は許可と決しました。

続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてでございます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

◎議案第 2 号の説明

○事務局長

議案第2号につきまして、ご説明いたします。総会議案の4ページをご覧ください。

農地法第4条の規定による許可申請1件につきまして、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

申請者の●●●●●●の●●●●●●●●●●は、●●を中心に営農している農地所有適格法人であります。

申請にあたっては、親会社である●●株式会社が所有する畑●筆●●●●㎡に新たに駐車場を整備するために転用を伴う賃借権の設定を行おうとするものです。

申請地は、●●●●●●●●に隣接する●●地先です。市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いします。なお、発言する際には、挙手のうえ、議長の許可を求めてください。

○申請人

●●株式会社の●●です。本日は、駐車場の整備をさせていただきたく申請いたしました。

●●●●●●●●●●のいちご狩り、BBQ利用者の駐車場を確保するためです。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○立田委員

議席 9 番 立田です。
駐車場は砂利敷きですか。

○申請人

はい。

○立田委員

駐車場からの雨水、砂利の流出について、どのような管理をしますか。また、全面道路が狭いのですが、拡幅までは考えていないと思いますが少し余裕を持たせるなど、何か考えはありますか。

○申請人

雨水等の流出については、畑が低い状態なのでそのままの地形を活かして整備します。

全面道路は 2.7 m 程の幅員しかないので、セットバックして駐車場を整備します。

○議長

他にございますか。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。
ご苦勞様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号は許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

◎議案第3号の説明

○事務局長

議案第3号につきまして、ご説明いたします。

総会議案の5ページ、6ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請10件につきまして、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第3号第1項につきまして、説明いたします。

●●市の●●●●工事株式会社は、電気工事業を営んでいます。

申請にあたっては、●●に住む●●●●●さんから畑●筆●●●m²に既存の送電線鉄塔の工事のための資材置場として一時転用を伴う賃借権の設定を行おうとするものです。

申請地は、●●●●●近くの●●地先です。市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第3号第1項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

●●●●工事株式会社の●●です。当社は●●市に拠点を構え送電線設備の工事を手掛けています。この度、東京電力パワーグリッド株式会社が計画する鉄塔のがいし取り換え工事を請負、今年の１２月までの期間、工事に必要な資材置き場として一時転用させていただくため申請をいたしました。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○立田委員

議席９番 立田です。

申請地の復元方法や周辺農地への配慮について伺います。

○申請人

仮設道路を設置します。土木シートを敷き、その上に鋼製のマットを敷き、その上に鉄板を敷きます。最終的にこれらを撤去して復元します。

○立田委員

計画地の出入口は農道からとなりますが、歩行者や車両の通行が以外に多いので交通の安全対策について伺います。

○申請人

作業の開始前に乗り込み時協議を行い、事故防止をします。また必ず徐行をし、歩行者や農耕者等を優先します。

○眞野委員

議席番号２番 眞野です。

農道を損傷した場合は復元をお願いします。

○申請人

当社で起因する破損は責任をもって行います。

○議長

他にございますか。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですね。申請人は引き続きお願いします。

○議長

続きまして事務局の説明をお願いします。

○事務局長

議案第3号第2項につきまして、ご説明いたします。

議案第3号第2項は第1項と同じ●●市の●●●●工事株式会社です。

申請にあたっては、●●に住む●●●●さんから畑●筆●●●㎡に既存の送電線鉄塔の工事のための資材置場として一時転用を伴う賃借権の設定を行おうとするものです。

申請地は、●●●●近くの●●地先です。市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第3号第2項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

第1号2号とも不随しておりますので質問は同じ内容と思います。

申請人は退席をお願いいたします。ご苦労様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号第1項、第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号第1項、第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号第3項について、事務局の説明を求めます。

○事務局長

議案第 3 号第 3 項につきまして、ご説明いたします。

●●の株式会社●●●●●●●●は、農産物の生産、加工、販売及び観光農園等を業として営んでいます。

申請にあたっては、●●●市に住む●●●●さんから畑●●●㎡に農業施設来客者用のための駐車場として転用を伴う賃借権の設定を行おうとするものです。

申請地は、県道佐倉印西線沿いの●●地先です。市街化調整区域内の第1種農地ですが、農業施設に付帯する施設として例外に該当すると思われます。

許可要件につきましては、議案第 3 号第 3 項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦勞さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

株式会社●●●●●●●の代理人で行政書士の●●です。

申請地は佐倉市●●●●●●●●●●●●●●、●●●㎡です。申請人は、佐倉市●●で●●●●●という農業体験観光施設でブルーベリー栽培を営み地域野菜の直売所を運営しています。年々、来園者数が増加していることから駐車場を整備します。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○立田委員

議席 9 番 立田です。

隣の既存事業地と一体化するのですか。

○申請人

所有者が違いますので、フェンスで区切ります。

○立田委員

駐車場は砂利敷ですが県道に砂利や雨が出ないように管理はどうしますか。

○申請人

申請地の隣が店舗なので従業員が管理し、毎日のように清掃します。

○議長

他にございませんか。

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第 3 号第 3 項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第 3 号第 3 項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第 3 号第 4 項について、事務局の説明を求めます。

○事務局長

議案第3号第4項につきまして、ご説明いたします。

●●●の●●●●株式会社は、中古自動車、部品販売、自動車解体業を営んでいます。申請にあたっては、●●●●に住む●●●●さん外1名から畑●筆●●●●m²に中古車駐車場として転用を伴う所有権移転を行おうとするものです。

申請地は、東邦佐倉病院脇から四街道に抜ける道沿いの●●●地先です。市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第3号第4項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

●●●●株式会社の代理人をしています行政書士の●●です。

申請者の●●●●株式会社は中古車の販売・輸出、自動車部品の販売・輸出を主な業務としております。今回、隣接土地所有者より土地の購入を勧められ、中古車の需要に応えるため、駐車場が必要になりました。事業地は砂利敷きとし、周りはフェンスで囲います。申請地は低いため雨水は敷地内で浸透します。申請地では車の解体はいたしません。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○立田委員

議席 9 番 立田です。

雨水、砂利の流出はないことの説明を受けました。

スチールフェンスということですが目隠しフェンスですか。

○申請人

ネットフェンスです。

○三門委員

議席 13 番 三門です。

参考までに購入価格を教えてください。

○申請人

●●●●円です。

○議長

他にございませんか。

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦労様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第 3 号第 4 項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、議案第 3 号第 4 項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第 3 号第 5 項について、事務局の説明を求めます。

○事務局長

議案第 3 号第 5 項につきまして、ご説明いたします。

●●●の株式会社●●●●●●●●は、中古自動車、部品販売業を営んでいます。

申請にあたっては、●●●●●●●●に住む●●●●●●●●さん外●●名から畑●●筆●●●●㎡に中古車駐車場として転用を伴う所有権移転を行おうとするものです。

申請地は、東邦佐倉病院脇から四街道に抜ける道沿いの下志津地先です。市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第3号第5項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

株式会社●●●●●●●●の代理人で行政書士の●●です。

申請者の株式会社●●●●●●●●は中古自動車及び自動車部品の輸出・販売を営んでおります。今回、隣接土地所有者より土地の購入を勧められ既存駐車場が手狭なため、中古自動車の駐車場を整備します。事業地は砂利敷きとし、周りは金属フェンスとします。隣接地には農地はなく隣接には迷惑はかかりません。

申請地は低いため雨水は敷地内で浸透します。申請地では車の解体はいたしません。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

○立田委員

議席9番 立田です。

南側にある既存の鉄板フェンスはそのまま残すのですか。

○申請人

そのまま残します。

○立田委員

スチールフェンスはネットフェンスということで良いか。

○申請人

そうです。

○議長

他にございませんか。

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦労様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第３号第５項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（贊成者举手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第 3 号第 5 項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第３号第６項について、事務局の説明を求めます。

○事務局長

議案第 3 号第 6 項につきましてご説明いたします。

●●●●●●●の株式会社●●●●●●●は、太陽光発電事業を営んでいます。

申請にあたっては、●●に住む●●●●さんから畑●筆●●●●㎡に太陽光発電設備を設置するために転用を伴う地上権設定を行おうとするものです。

[illegible]

許可要件につきましては、議案第 3 号第 6 項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

本件につきましては、転用面積が3,000㎡を上回っていることから事前現地調査会を実施しておりますので、調査委員長の立田委員より、調査報告をお願いします。

○立田委員

議席9番 調査委員長の立田でございます。

令和7年3月4日（火）9時30分より開催した、事前調査会の結果につきまして報告いたします。

申請人、株式会社●●●●●●より農地法第5条の規定による許可申請があり、転用面積が3,000㎡を超えることから、申請人の出席を求め、会長、担当地区農業委員及び推進委員、事務局により現地調査会を行いました。

申請地は佐倉市●●●●●●番●外●筆。地目は畑、面積は●●●●㎡、太陽光発電施設を設置するため、転用を伴う地上権設定です。

申請者は、東京都●●●●の会社で太陽光発電施設の設置・運営事業を行っています。申請地は●●●●●●丁目の●●●●●●公園の北に位置する市街化調整区域内の畑であり、10ha未満の集団性がない第2種農地と思われます。

申請内容につきましては、総会議案のとおりでございます。

許可要件については、許可基準である立地基準と資力や信用については、問題ないものと思われますが、周辺への影響を考慮し、現地調査にて次の点について伝えました。

1. 申請地周辺は住宅があり、また接する道路の幅員が狭く、工事中など通行には十分注意するとともに近隣住民への周知をされること。
2. 申請地は高台にあるが全体的に東南側が傾斜していることから、整備後雨水や土砂の流出等が生じないように注意すること。また、隣接地では耕作地もあるので、雑草による迷惑がかからないようにすること。
3. 地表面掘削時に埋蔵文化財の有無に注意を払い、確認された場合は速やかに佐倉市文化課に届出ること。
4. 近年、同様の施設にて盗難事故が多発しており、近隣住民への不安につながることから防犯対策を行うこと。
5. その他、近隣住民への影響など環境省のガイドラインに沿って対応を願いたい。

以上5点を指摘し、申請者側が対応する旨の確認ができたことから、申請内容と合わせて、調査会としては許可相当と判断いたしました。

以上、事前現地調査の報告をいたします。

○議長

報告ありがとうございました。

立田委員より報告がありましたが、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第３号第６項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第３号第６項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第３号第７項について、事務局の説明を求めます。

○事務局長

議案第３号第７項から第１０項については、同一の事業であることから一括で説明いたします。

●●●●●町の株式会社●●●●●は、●●●●●の営農型太陽光発電設備の下部で、営農しております。

申請にあたっては、今回、貸借期間が切れることから再度、設置済の太陽光発電設備における転用を伴う賃借権設定を行おうとするものです。

申請地は、●●市と市境近くの●●●●●地先です。市街化調整区域で農業振興地域内の農用地区域となります。

許可要件につきましては、議案第３号第７項から第１０項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○三門委員

議席 13 番 三門です。

わかればいいのですが、これは投資型太陽光発電施設だと思うのですが、これで利益が出ているのでしょうか。

○事務局

事務局では利益が出ているかどうかは把握しておりません。

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第 3 号第 7 項、第 8 項、第 9 項、第 10 項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第 3 号第 7 項、第 8 項、第 9 項、第 10 項は許可相当と決しました。

続きまして、議案第 4 号令和 6 年度第 12 次農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。

◎議案第 4 号の説明

○事務局長

議案第 4 号につきまして、ご説明いたします。

総会議案 7 ページをご覧ください。

令和 6 年度第 12 次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしまして、使用貸借権の設定が 16 件、30 筆、賃貸借権の設定は 123 件、369 筆、合計 490, 034 m²でございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法の要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案 7 ページから 37 ページをご参照の程、お願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がございました。

本件の中で新規就農者に関するものが2件ございます。

今回、新規就農者を呼んでおりますので、入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、今後の営農計画などについてご説明をお願いします。

なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

●●●●です。年齢は●●歳です。

元々は都内に住んでいましたが、4年ほど前にコロナ禍で在宅勤務が増えたことをきっかけに豊かな自然を求めて佐倉市へ移住してきました。

近隣とのお付き合いをする中、●●で農業をしている●●●●さんと知り合い、農業の基本的なお話を伺う機会に恵まれました。このご縁に感謝し農業へ挑戦しようと思いました。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○三門委員

議席番号13番 三門です。

兼業で農業をするのですか。

○申請人

兼業として働きながら行います。

○藤崎委員

議席番号10番 藤崎です。

最終的に面積はどの程度の規模を考えていますか。

○申請人

今のところ設定はしていません。初年度は1反、2年目は2反、初年度は加工品も手掛けたいと思っています。

○林委員

議席7番 林です。

農業経験に研修先として佐倉自然学校とありますがどのような学校ですか。

○申請人

●●にあります自然農栽培の学校です。

○三門委員

議席番号13番 三門です。

その学校の主催者及び会員数を教えてください。

○申請人

リンゴを自然栽培しております●●さんが講師です。研修生は●●名ほどおります。

○議長

他にございますか。

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦労様でした。

———（申請人退席）———

○議長

それでは、次の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、今後の営農計画などについてご説明をお願いします。

なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

●●です。 ●●歳です。

事業計画になりますが、来月、妻が●●●●●●に地元食材を使った飲食店をオープンする予定となっています。オープン当初は周辺農家から食材の提供をしていただけのこととなっておりまして、私としては自身で育てた野菜を多くの方に食べてもらいたいと思い、独立して営農をする決意を固めました。レストランは妻が行い、私は農業に専念するという分担になります。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○三門委員

議席番号 13 番 三門です。

飲食店は●●●●●の他にもやっているのですか。

○申請人

飲食店は新規となります。妻は●●●●●●●●で、子ども食堂を月1回やっています。

○三門委員

その他に仕事をしていますか。

○申請人

私は本業の経営コンサルティングを継続してまいります。

○藤崎委員

議席番号10番 藤崎です。

作業場はどうしますか。水も必要かと思いますがどうしますか。

○申請人

自宅が車で10分なのでそこで作業をします。また、近くの農家さんに協力をいただける予定もあります。

○議長

他にございませんか。

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦労様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

また、鈴木委員が関係する案件がございますので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により、退席をお願いいたします。

———（鈴木委員退席）———

○議長

お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。

よって、議案第4号は決定と決しました。

鈴木委員を入室させてください。

———（鈴木委員入室）———

続きまして、議案第5号令和6年度第6次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、事務局の説明を求めます。

◎議案第5号の説明

○事務局長

議案第5号につきまして、ご説明いたします。

総会議案38ページをご覧ください。

令和6年度第6次農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農地の賃借を行うための農用地利用集積等促進計画案の作成を公益社団法人千葉県園芸協会から市長に依頼され、同条第3項の規定により農用地利用集積促進計画案の意見を聴取するものです。

利用権の種類といたしまして、賃貸借権の設定は3件、8筆、7,039㎡でご

ざいます。いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農地中間管理事業の推進に関する法律第3条要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案38ページから40ページをご参照の程、お願いいたします。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

これより、審議に入ります。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○鈴木委員

議席番号6番 鈴木です。

40ページの賃借料について、1俵とか1.5俵とありますがこの面積で1俵となるのか、単に10a当たりが抜けているということなのか。

○事務局

はい。農政課に確認して資料の訂正をいたします。

○議長

よろしいですか。これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり意見なしと決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり意見なしと決定と決しました。

続きまして、議案第6号令和7年度農作業雇用賃金等標準額（案）について、事務局の説明を求めます。

◎議案第6号の説明

○事務局長

議案第6号につきまして、ご説明いたします。

総会議案41ページ、42ページをご覧ください。

議案第6号令和7年度農作業雇用賃金等標準額（案）につきましては、農作業の受委託を円滑にするため、農業委員会において雇用賃金等標準額を設定することについて承認を求めるものでございます。なお、データにつきましては、千葉県農業会議の直近の数値、令和6年度分を使用しております。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

これより、審議に入ります。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○三門委員

議席番号13番 三門です。

標準額の金額は消費税込みですか。

○事務局

金額は消費税込みです。

○三門委員

出来れば、将来的には本体と消費税を分けて記載して欲しいと思います。

○事務局

標準額は千葉県農業会議のデータを使用しておりますので、積算データを確認して記載方法を検討いたします。

○議長

他にございますか。

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり承認と決しました。

続きまして、議案第 7 号 農地の賃借料情報（案）の提供について、事務局の説明を求めます。

◎議案第 7 号の説明

○事務局長

議案第 7 号につきまして、ご説明いたします。

総会議案 4 3 ページ、4 4 ページをご覧ください。

議案第 7 号 農地の賃借料情報（案）の提供につきましては、農地法第 5 2 条の規定により農地の賃借料情報を公表することについて農業委員会の承認を求めるものでございます。

データにつきましては、令和 6 年 1 月から令和 6 年 1 2 月までに、農用地利用集積計画により利用権の設定がされた農地の賃借料を元に作成しております。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

これより、審議に入ります。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○梅澤委員

議席番号 1 番 梅澤です。

賃借料をみると千葉みらいの米 6 0 k g 当たり 2 8 , 0 0 0 円とあるが取引価格はこんなに高くないのではないか。

———（鈴木委員が農協の取引価格を参考までに提示）———

○事務局

農協確認した際に販売価格を聞き取りしたと思われるので、再度農協に確認して買い取り金額で訂正いたします。賃金水準も再計算してお示しいたしますので、書面決議をお願いをいたします。

○議長

よろしいですか。

無いですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第 7 号について、修正のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第7号は承認と決しました。

続きまして、報告事項をお願いいたします。

◎報告事項

○事務局長

報告事項です。

- ・総会議案45ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出が1件。

- ・総会議案46ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出が4件。

- ・総会議案47ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出が5件。

- ・総会議案48ページをご覧ください。

利用権の中途解約に係る通知による届出が4件。

- ・総会議案49ページから52ページをご覧ください。

地目変更登記に係る法務局からの照会が23件となっております。

以上、報告いたします。

○議長

本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第12回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

=== 会 議 終 結 ===